

警戒度レベル2における対応

※要請内容の主な変更点は下線部

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和4(2022)年5月28日(土)～
- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

【感染リスクの低減を図る取組】

● 基本的な感染対策の徹底の継続

- ワクチン接種者含め、「適時適切なマスク着用」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等の実践
- 症状等がある場合などには、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じる
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用する
- 「飲酒を伴う懇親会等」や「大人数や長時間におよぶ飲食」は感染リスクが高まるため、実施にあたっては、次の点に注意する
 - ✓ アクリル板の設置がない飲食店等の場合は、一定の距離（1m以上）が確保できる人数
 - ✓ 時間は2時間程度を目安
 - ✓ 会話時のマスク着用
 - ✓ 大声を出すことを避ける
 - ✓ 飲食店等が実施している感染防止対策への協力
- 帰省や旅行等においても、感染リスクの高い行動を控える

事業者に対する働きかけ

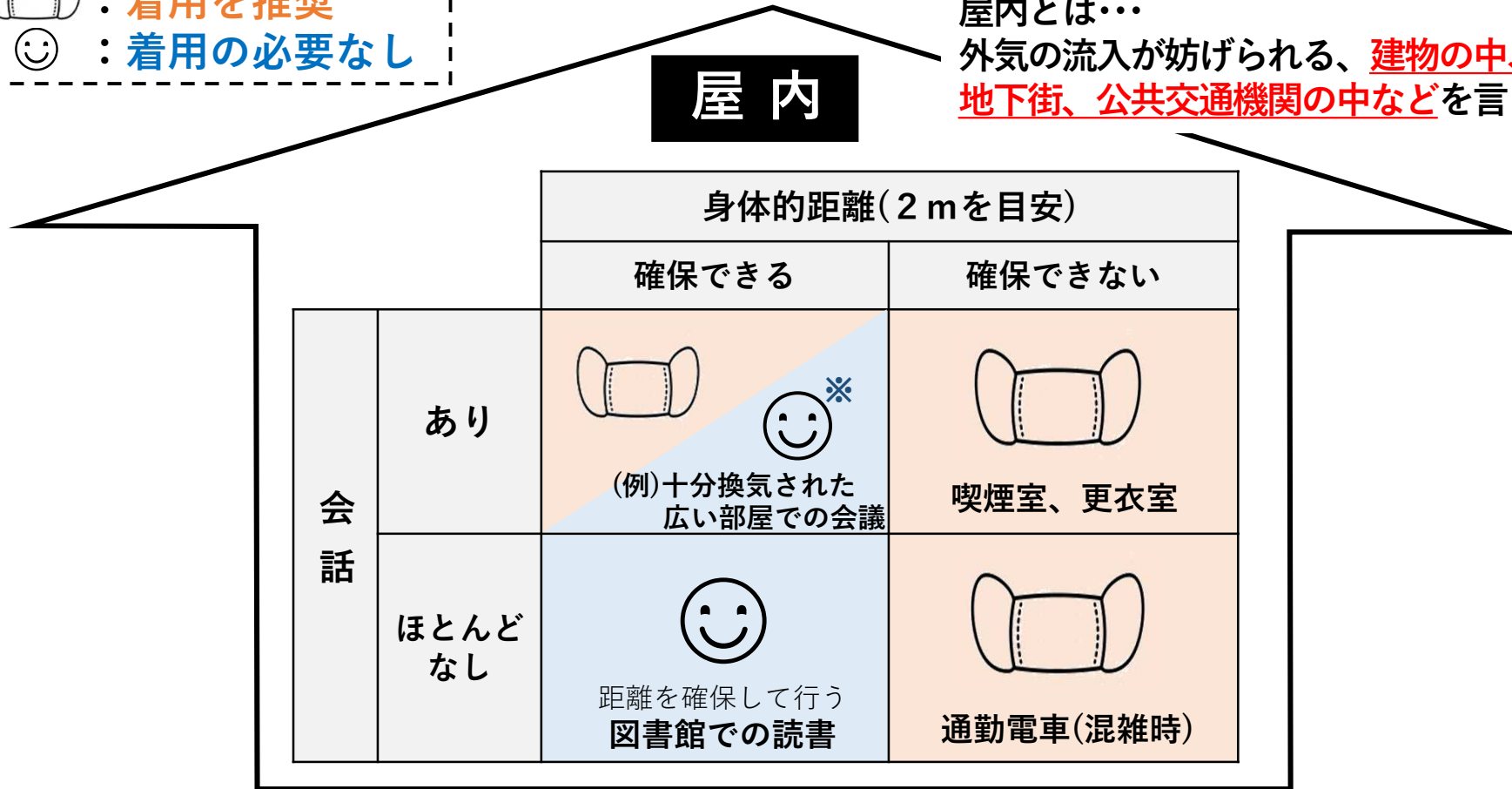
- **テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施**
- **感染拡大防止のための適切な取組の実施**
- **基本的な感染対策の徹底**
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- **業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底**
- 重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患を有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- **「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施**
- **事業継続計画（BCP）の点検・見直し及び策定**

マスクは場面に応じて適切に着用しましょう

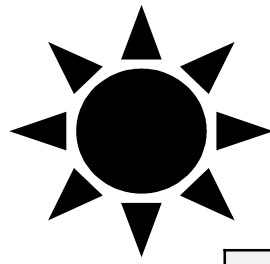
マスク着用は引き続き基本的な感染防止策として重要です。
以下の考え方を基に適切な着脱の判断をお願いします。



屋内とは・・・
外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中などを言う


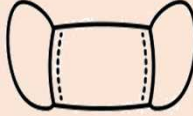




※ 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可



屋外



		身体的距離(2 mを目安)	
		確保できる	確保できない
会話	あり	 (例) キャッチボール、テニス	 距離を確保できない スポーツ観戦
	ほとんどなし	 散歩、サイクリング	 徒歩や自転車で すれ違う場面

気温や湿度が高いときは、**熱中症防止**の観点から**マスクを「外すことを推奨」**

お年寄りと会うときや病院に行くときなど、**重症化リスクの高い者と接する場合には「着用の必要なし😊」の場面でもマスクを着用**



栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
 ☎ 0570-666-983 (平日 9時~17時)

保育所・認定こども園・幼稚園等の就学前児の マスク着用について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません

2歳以上の就学前の子ども

マスクの着用を一律には求めていません

施設内で感染が生じている場合などに、管理者等の判断で、可能な範囲でマスク着用を求めることは考えられる。

この場合でも、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意して着用する。さらに、マスク着用を無理強いすることにならないよう留意すること。



気温や湿度が高いときは、**熱中症防止**の観点からマスクを「外すことを推奨」



手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

無料の検査について（概要）

① ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査

検査の目的

社会経済活動を行うにあたり、ワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組のために必要な検査

無料となる対象者

- ・ ワクチン3回目接種**未了者**
- ・ ワクチン3回目**接種済み**であるが、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合

※**いずれも、無症状者のみ**

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等(※))において、**原則対面**で実施

検査の種類

抗原定性検査（簡易キット検査）

※PCR検査等を利用する場合を、10歳未満の受検、高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を予定している場合に限定

無料の期間

R4.6.30まで

② 感染拡大傾向時等の検査

検査の目的

知事が、特措法第24条第9項等に基づき、「不安を感じる無症状者は、検査を受ける」ことを要請し、それに応じていただくことにより陽性者の早期発見・早期治療につなげるための検査

無料となる対象者

知事からの要請により、検査を受検する住民の方(ワクチン接種者含む)
※ **無症状者のみ**

検査の方法

県の登録を受けた検査拠点(薬局等(※))において、**原則対面**で実施

検査の種類

PCR検査等・抗原定性検査（簡易キット検査）

※ 検査拠点により異なります

無料の期間

知事が要請する期間

R4.6.30まで（今回延長）

○検査拠点は県HPに掲載（R4.5.13時点 197箇所）

<注意事項>

- ・ 発熱などの症状がある方は、**医療機関を受診**してください。
- ・ 無料検査で陽性となったときは、必ず**医療機関を受診**し、医師の診断を受けてください。

イベント開催等における必要な感染防止策 ①

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、大声を出さないこと（「大声あり」のイベントの場合を除く。）や適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用やを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。</p> <p>* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* マスクの着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。なお、屋外において他者との距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）。</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>

イベント開催等における必要な感染防止策 ②

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none">□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制構築<ul style="list-style-type: none">* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保<ul style="list-style-type: none">* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底□食事中以外のマスク着用の推奨□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛<ul style="list-style-type: none">* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保やマスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

イベント開催等における必要な感染防止策 ③

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none">□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する。<ul style="list-style-type: none">*体調が悪いときは医療機関等に適切に相談□練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。<ul style="list-style-type: none">*練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）。
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none">□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握<ul style="list-style-type: none">*接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用*原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止<ul style="list-style-type: none">*チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること

イベント開催にあたっての留意事項

○「大声」について

	内 容
大声あり	<p>【大声とは】 観客が、㊦通常よりも大きな声量で、㊦反復・継続的に声を発すること</p> <p>これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当する。</p> <p>〈大声の具体例〉 ・観客間の大声・長時間の会話 ・スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱 ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。</p>
大声なし	上記以外

○収容定員が設定されていない場合の収容率について

	内 容
大声あり	十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保すること ※上記間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること
大声なし	人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること

○飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについて

感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、**飲食専用エリア以外（観客席など）においては自粛**を求めること

※ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。

イベント開催制限の方針について

【イベント開催制限等の要請内容】

- すべてのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を徹底するとともに、イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること
- 参加人数は、人数上限と収容率のいずれか小さい方を限度とする。

		現在（平常時）	まん延防止等重点措置	緊急事態措置
開催時間		原則要請なし	原則要請なし	原則要請なし
人数上限	チェックリスト作成	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	5,000人	5,000人
	安全計画実施	収容定員まで	収容定員まで	10,000人
	安全計画及び全員検査実施	—	—	収容定員まで ※感染状況によっては全員検査の活用を行わない場合もある。
収容率	チェックリスト作成	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%	【大声なし】 100% 【大声あり】 50%
	安全計画実施	100% ※「大声なし」の担保が前提	100% ※「大声なし」の担保が前提	100% ※「大声なし」の担保が前提

※ 「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を大声と定義する。

感染防止安全計画の策定を要するイベント

感染防止安全計画（以下「計画」）策定は「**大声なし**」が前提。

※「**大声あり**」のイベントは従来通りの制限で「**チェックリスト**」を作成、公表し開催。

その他区域
(平常時)

5,000人超かつ収容率50%超

のイベントは計画策定が必要

参加人数が**事前に把握できない**場合

・・・イベント主催者が想定する**参加予定人数が5,000人を超えるか否か**により判断

収容定員の**設定がない**場合

・・・**十分な人と人との間隔**（できるだけ2 m、最低1 m）が確保できるかどうかにより判断
○確保できる：収容率50%以下として扱う ×確保できない：収容率50%超として扱う

大声なし	十分な人と人との間隔		大声あり	十分な人と人との間隔	
	確保できる	確保できない		確保できる	確保できない
5000人超	チェックリスト	計画策定	5000人超	チェックリスト	開催について 慎重に判断
5000人以下	チェックリスト	チェックリスト	5000人以下	チェックリスト	

※十分な人と人との間隔が確保できない場合でも、人と人が触れ合わない程度の間隔を維持できる対策が必要。その上で、**チェックリスト**を作成、公表

まん延防止等
重点措置区域

5,000人超

のイベントは計画策定が必要

緊急事態措置区域

大声とは：観客が、「通常よりも大きな声量で」、「**反復・継続的に**」声を発すること